１５０４１５　廃棄物処理法レジュメ

弁護士法人萩原総合法律事務所

弁護士　萩原慎二

第１　廃棄物処理法の欠格要件（資料１）

ポイント

　①対象者は，社長，取締役だけではない。

　　→政令第６条の１０で定める使用人（本店又は支店の代表者のほか，継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で，廃棄物の収集もしくは運搬又は処分もしくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者）

②態様は，廃棄物処理業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者（法第７条第５項第４号ト）の要件に注意する（資料２）。

　　→平成２５年３月２９日付環廃産発第１３０３２９９号の行政処分の指針について（通知）では，刑法第２０８条（※暴行罪）を犯し，公訴を提起され，又は逮捕，勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）も特段の事情がない限り，欠格要件（法第７条第５項第４号ト）に該当するものと考えられるとの解釈を示している。

→暴力団との関わりについては，例えば，相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら，自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け，又はこれらのものが行う事業，興業，いわゆる「義理ごと」等に参画，参加し，若しくは援助している者も特段の事情がない限り，欠格要件（法第７条第５項第４号ト）に該当するものと考えられるとの解釈を示している。

③刑の重さの順番は，死刑，懲役，禁錮，罰金，拘留，科料なので，禁錮以上の刑は，死刑，懲役，禁錮となる。

　④身分証明書（資料３）は，成年後見や破産に関する欠格要件についてのみ記載

第２　質問

産業廃棄物処理業の許可取消又は不許可事由に該当するかどうか？

①社長が，速度超過により道路交通法違反で執行猶予付の懲役刑の判決を受けた場合

②社長が，愛人を殴打し，暴行罪で罰金刑を受けた場合

③社長が，別法人の商社の取締役を兼ねており，別法人の社用中に傷害罪で罰金刑を受けた場合

④会社の支店長が，私的用務中に飲酒運転により道路交通法違反で懲役刑の判決を受けた場合

⑤社長が，スピード違反で検挙され，反則金１万２０００円を支払った場合

⑥社長が，女性を侮辱した発言により，拘留２０日間の刑に処された場合

⑦社長が，道路交通法違反で罰金刑を受けてから２年経過した場合に許可申請する場合

⑧社長が，傷害罪で罰金刑を受けてから３年経過した場合に許可申請する場合

以上